

都市計画基礎調査

1 調査の概要

調査の目的

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるものである。

本市においても、今後の土地利用の適切な規制及び誘導を図るため、人口の分布、産業動向及び土地利用の状況等その他国土交通省令で定める事項について現況調査を行い、将来の都市計画及び市街地の整備に係わる各種計画の検討及び立案のための基礎資料に資することを目的として実施している。

調査対象区域

調査の対象となる区域は、調査項目ごとに「都市計画基礎調査実施要領」に定められており、行政区域、都市計画区域、市街化区域に大別される。

単位：ha

	佐賀市	旧佐賀市	旧諸富町	旧大和町	旧富士町	旧三瀬村	旧川副町	旧東与賀町	旧久保田町
行政区域	43,142	10,376	1,202	5,542	14,325	4,070	4,649	1,539	1,439
都市計画区域	22,085	10,376	1,202	2,880	0	0	4,649	1,539	1,439
市街化区域	2,950	2,466	254	230	0	0	0	0	0
市街化調整区域	19,135	7,910	948	2,650	0	0	4,649	1,539	1,439
都市計画区域外	21,057	0	0	2,662	14,325	4,070	0	0	0

調査の方針

都市計画基礎調査は、都市の現状及び動向を把握するとともに、各種計画を検討及び立案するための基礎的資料となるものであり、都市計画法施行規則第4条及び第5条に調査方法及び調査項目が定められている。

本基礎調査の実施にあたっては、これまで「都市計画基礎調査実施要領」（建設省都市局都市計画課 昭和62年1月）に定める調査様式に準拠しつつ実施してきたが、平成25年6月に実施要領の見直し（平成25年6月28日付 国都調第14号『都市計画基礎調査実施要領の見直しについて』）が行われ、今回からこの見直し後の実施要領に基づき実施した。

なお、本基礎調査結果のデータは、経年的データの蓄積を図ることとし、将来の電算化に対応できるように地理情報システムを活用したものとする。